

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について
- 日程第 5 報告第 2 号 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について
- 日程第 6 報告第 3 号 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について
- 日程第 7 報告第 4 号 平成 23 年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度遠軽町一般会計補正予算第 11 号）
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第 6 号）
- 日程第 10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号）
- 日程第 11 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第 3 号）
- 日程第 12 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 13 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 14 議案第 2 号 社名淵外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについて
- 日程第 15 議案第 3 号 遠軽町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 4 号 遠軽町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 5 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 6 号 遠軽町町民投票条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 7 号 遠軽町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 8 号 財産の取得について（平成 24 年度生田原診療所備品購入その 2）
- 日程第 21 議案第 9 号 財産の取得について（平成 24 年度 13 t 級除雪ドーザ購入）
- 日程第 22 議案第 10 号 平成 24 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 2 号 遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定について（付託案件）
（総務・文教常任委員会審査報告、平成 24 年第 1 回定例会付託）
- 日程第 24 一般質問
- 日程第 25 議案第 11 号 工事請負契約の締結について（平成 24・25 年度ふくろ

- 団地公営住宅新築工事（1号棟）（建築主体）
- 日程第26 議案第12号 工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ
団地公営住宅新築工事（1号棟）（機械設備））
- 日程第27 議案第13号 工事請負契約の締結について（平成24・25年度ふくろ
団地公営住宅新築工事（1号棟）（電気設備））
- 日程第28 議案第14号 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第29 意見案第1号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書
- 日程第30 意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、
「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学
保障充実など平成25年度国家予算編成における教育予算
確保・拡充を求める意見書
- 日程第31 意見案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や
子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第32 意見案第4号 地方財政の充実を求める意見書
- 日程第33 意見案第5号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制度を求める意見書
- 日程第34 意見案第6号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求め
る意見書
- 日程第35 意見案第7号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める
意見書
- 日程第36 意見案第8号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求
める意見書
-

平成24年第3回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月12日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況報告について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況報告について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 | 平成23年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 8 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町一般会計補正予算第11号） |
| 日程第 9 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第6号） |
| 日程第10 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号） |
| 日程第11 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第3号） |
| 日程第12 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第13 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第14 | 議案第 2号 | 社名淵外5辺地に係る総合整備計画を定めることについて |
| 日程第15 | 議案第 3号 | 遠軽町行政組織条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 4号 | 遠軽町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第 5号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第 6号 | 遠軽町町民投票条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第 7号 | 遠軽町公共下水道条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第 8号 | 財産の取得について（平成24年度生田原診療所備品購入その2） |
| 日程第21 | 議案第 9号 | 財産の取得について（平成24年度13t級除雪ドーザ購 |

《平成24年6月12日》

入)

- 日程第22 議案第10号 平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)
日程第23 議案第2号 遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定につ
(付託案件) いて
(総務・文教常任委員会審査報告、平成24年第1回定例会付託)

◎出席議員(18名)

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員(0名)

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会会長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会会長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	水道課参事	久保英之君

《平成24年6月12日》

会計管理者	小野寺 健 君	生田原総合支所長	岡 村 宏 君
生田原総合支所地域住民課長	熊 沢 広 正 君	丸瀬布総合支所長	工 藤 敏 広 君
白滝総合支所長	池 田 博 利 君	白滝総合支所産業課長	加 藤 雅 史 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
教 育 部 次 長	藤 江 敏 博 君	社会教育課長	中 村 哲 男 君
図 書 館 長	佐 川 哲 史 君	総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君
社会教育課参事	大 貫 雅 英 君	監査委員事務局長	舟 木 淳 次 君
農業委員会事務局長	安 江 陽 一 郎 君	選挙管理委員会事務局長	舟 木 淳 次 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶務・議事担当主任	小 玉 美 紀 子 君
事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君	庶務・議事担当主任	梶 田 淳 一 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成24年第3回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、秋保代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成23年度及び平成24年度の例月出納検査の結果、教育委員会点検、評価報告、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第24までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、今村議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました、平成24年第3回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月7日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月14日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月13日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月14日までの3日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月14日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成24年第3回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、第2回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

遠軽町白滝ジオパーク交流センターについてであります。地域情報の発信と交流機能を備えたジオパーク拠点施設として、4月2日にオープンし、5月末で1,110人、うちゴールデンウィーク期間の9日間で667人の入館者となっております。

これからの夏のシーズンには、黒曜石原産地へのジオツアーの実施や夏休み期間中の体験学習など、遠軽町埋蔵文化財センターと連動した活動を進めてまいります。

5月12日から15日まで、長崎県の島原半島ジオパークにおいて、日本で初めて開催された第5回ジオパーク国際ユネスコ会議に参加してまいりました。

この大会には、31カ国から593人のジオパーク関係者が参加し、各国の担当者から遺産の管理、保全状況やガイドツアーなどの運営状況についての発表がありました。

本町においては、白滝ジオパークについてのポスター発表と、英語版及び中国語版のガイドブックを配布し、白滝ジオパークの取り組みを世界に向けて発信してきたところであり、今後の活動につながる大きな成果が得られたものと考えております。

次に、町内建設事業者の事業創出と経済活性化のために実施する「プレミアム付建設券」の発行事業についてであります。5月8日から10日まで購入受付が行われ、発行予定の1,000枚に対し、184件、1,513枚の申し込みがあり、抽せんの結果、59件、513枚について購入できない状況となりました。

《平成24年6月12日》

このことから、先般、建設券の発行元であります遠軽商工会議所から追加発行の要望を受け、町といたしましては、地域への経済波及効果を考慮し、本議会におきまして、建設券の追加発行に伴う補助金の補正予算を提案させていただきました。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までについては、株式会社生田原振興公社、株式会社遠軽農業振興公社及び株式会社フォーレストパークにおけるそれぞれの経営状況について報告を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものです。

報告第4号については、平成23年度遠軽町一般会計の繰越明許費について、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の確定に伴い、平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号の専決処分の承認を求めることについては、国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金等の確定に伴い、平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号の専決処分の承認を求めることについては、後期高齢者医療保険料等の増額による一般会計繰入金の減額に伴い、平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第4号の専決処分の承認を求めることについては、基金利子の増額に伴い、平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります湯浅正邦氏が平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号社名淵外5辺地に係る総合整備計画を定めることについては、辺地に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町行政組織条例の一部改正については、外国人登録法の廃止に伴い本条例の一部を改正するものです。

議案第4号遠軽町印鑑条例の一部改正については、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、関係規定を整備するとともに、文言等を整備するため本条例の一部を改正するものです。

議案第5号遠軽町手数料条例の一部改正については、外国人登録法の廃止に伴い、本条

《平成24年6月12日》

例の一部を改正するものです。

議案第6号遠軽町町民投票条例の一部改正については、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです

議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部改正については、外国人登録法の廃止及び社団法人日本下水道協会北海道地方支部の名称変更に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号財産の取得については、平成24年度生田原診療所備品購入その2について、議会の議決を求めるものです。

議案第9号財産の取得については、平成24年度13t級除雪ドーザ購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第10号平成24年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、合気道ゆかりの地入植100年記念事業実行委員会補助金、児童手当システム改修業務委託料、丸瀬布及び白滝歯科診療所に係る診療台ユニット等の修繕料及び備品購入費、遠軽町、湧別町、佐呂間町循環型社会形成推進地域計画作成業務委託料、地域生物多様性保全活動支援事業に係る経費、プレミアム付建設券発行事業補助金、災害対策用排水ポンプ車購入費、平成24年度夏季巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会に係る経費等を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結等について追加提案いたしたいと考えておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 理事者側より発言の許可を求られておりますので、発言を許可します。

山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

3月に開催されました新年度予算特別委員会におきまして、石田委員の質問に対する私の答弁についてでございます。

御質問のありました建築基準法第12条第3項の昇降機の定期検査資格者についてですが、私の答弁の中で、専門技術者がいなければ検査ができないかのような誤った答弁を申し上げましたが、石田議員の御指摘のとおり、1級建築士、2級建築士、国土交通大臣の定める資格を有する者でございますので、おわびをさせていただきます。

今後このようなことのないよう十分気をつけてまいります。大変失礼いたしました。

《平成24年6月12日》

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 報告第1号地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社生田原振興公社の経営の状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が平成23年度の事業報告書、別紙2が平成24年度の事業計画書であります。

それでは、第1の第21期（平成23年度）事業報告書から説明いたします。

事業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

1、事業全般の状況について、要約して報告いたします。

まず、ノースキング入浴利用者についてであります。各種セット券、ポイントカード等によりリピーターが増加するよう努めましたが、約1カ月間の浴場等改修工事により入浴ができない状況や、その後のサウナ利用者にシックハウス症候群の症状がで、再度の改修、安全確認等の影響も加わり、年間利用実績は昨年比6,713人減の4万9,314人、宿泊利用者につきましては、前年比873人減の8,981人となりました。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者につきましては、イベントや企画展を開催するとともに、旅行者への営業、販売促進に努めました。6月までは前年実績を上回っておりましたが、7月以降は高速道路の無料化社会実験の終了やガソリン価格高騰等の影響を受け、年間利用実績は前年比2,343人減の2万5,100人となりました。

2ページ、売店売り上げ等につきましては、館内の販売だけではなく、遠軽観光協会や民間業者への積極的な営業を行い、木の砂場、生キャラメル等の販売に努力しましたが、個人消費の低迷が続き、その結果、売店売り上げとその他売り上げを合わせて3,753万円で、前年と比べ432万円減少となりました。

一般管理費につきましては、原油を初めとする資源価格の高騰等の影響はありましたが、その他の経費の節減に努め、前年比118万円減の1億2,065万円となり、総体の売り上げは1億4,330万円、経常利益はマイナス512万円と減収、減益となりました。

以下、年間集客数、役員会等、2、会社の概要、4ページ、株主名簿、5ページ、ノースキング及びちゃちゃワールド館の利用実績につきましては御参照願います。

次に、6ページ、貸借対照表について、資産の部より説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から未収金まで、合わせて2,435万460

《平成24年6月12日》

円、固定資産は有形固定資産のリース資産と建物で、合わせて39万4,121円、無形固定資産は電話加入権で7万6,440円、投資等は出資金の1万円で、資産合計は2,483万1,021円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は、買掛金から未払消費税まで、合わせて1,835万753円で、同額が負債合計であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス2,521万9,732円で、純資産合計は648万268円であります。これによりまして、負債・純資産の合計は、資産合計と同額の2,483万1,021円であります。

7ページをお開き願います。損益計算書について説明いたします。

純売上高は、売り上げで1億4,330万2,418円、売上原価は、期首棚卸高に仕入れを加え、期末棚卸高を差し引いた2,839万25円で、売上高から売上原価を差し引いた売り上げ総利益は1億1,491万2,393円であります。

なお、今決算期より税理士と公社との協議により、従前は営業外収益の施設維持負担金として計上してまいりましたテナント収入について、水道光熱費、美装費用を一般管理費の維持物件費で支出していることから、売り上げのテナント収入として変更計上しておりますことを御承知お願います。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から雑費まで、合わせて1億2,064万9,402円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業損失は573万7,009円であります。営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで、合わせて66万307円で、営業外費用は支払利息分4万342円であります。営業損失に営業外利益を加え、営業外費用を差し引きますと、経常利益はマイナス511万7,044円あります。経常利益マイナス511万7,044円から法人税等充当額20万6,000円を減じますと、当期の純利益はマイナス532万3,044円あります。

9ページをお開き願います。

このページは、損益計算書の売り上げ明細であります。説明は省略いたしますので、御参照願います。

10ページの株主資本等変動計算書についてであります。資本金の前期末残高は3,000万円、利益準備金170万円につきましては変動がありませんので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、前期末残高マイナス1,989万6,688円、当期純損益金がマイナス532万3,044円ありますので、当期末残高はマイナス2,521万9,732円となります。

以上により、株主資本合計は648万268円となり、純資産合計も同額であります。

11ページをお開き願います。

監査報告書につきましては記載のとおりですので、お目通し願います。

《平成24年6月12日》

次に、別紙第2の第22期（平成24年度）事業計画について御説明いたします。

事業期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

まず、ノースキングにつきましても、平成22年度から平成24年度までの3年間、指定管理者の指定を受けておりますので、協定書に基づき施設の管理運営を行い、宿泊、入浴等の利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましても、本年も管理業務の一部を受託しておりますので、入館料の徴収業務、企画展の開催のほか、木のおもちゃづくりの指導や物品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針については記載のとおりでありますので、お目通し願います。

3ページをお開き願います。

平成24年度株式会社生田原振興公社の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売り上げは、入浴売上から受取委託料まで1億5,645万9,000円を見込んでおります。

営業外収益は、住宅賃貸収入と雑収入で66万1,000円を見込み、収入合計を1億5,712万円とした計画となっております。

次に、支出についてであります。仕入れは3,124万円、販売費及び一般管理費は、人件費として職員給料手当から旅費交通費まで4,723万円、維持物件費は水道光熱費から減価償却費まで7,101万円、諸費は交際費から雑費まで624万円を見込み、合わせて1億2,448万円であります。利益を140万円と見込み、支出合計を1億5,712万円とした計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 二つ三つお伺いをいたしますけれども、まず、前年の分、6ページのバランスシートですけれども、これを見てわかるように、自己資本比率を計算すると1.2%から1.3%くらいですよ。抜本的にやり直さないとだめな状況なのです。それで、取締役会でそういう議論をされたかどうか。それから、株主総会に遠軽町を代表するどなたかが行っていると思うのですけれども、そういうことをきちんと提案してこない、ただこういう状況で、ああそうですかという、子供の使いみたいな株主総会の出方はやめたほうがいい。どういうふうな状況になっているか、それを1点お伺いしたい。

それから、新年度の収支計画書の3ページですけれども、例えば、入浴売上、前年プラス120%というふうになっております。それから、その他の売り上げが131%になっておりますけれども、何か根拠があってこういう数字を上げているのか、それとも、単なる

《平成24年6月12日》

希望的観測なのか、その辺をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の経営の関係でございますけれども、取締役会には町としてだれも出席をしておりませんので、その議論の中身については確認ができません。それと、総会には私が出席をさせていただいております。その席上、周りの株主さんからも、それと私のほうからも、この中身については質問をすることはありませんでした。

それと、2点目の24年度計画の関係でございますけれども、24年度の事業計画につきましては、前年実績の120%、110%、それぞれ大きな数字を私のほうも総会議案の中で見せていただきまして、正直大変大きな数字であるというふうに感じております。ただ、それ以前の実績をずっと比較して見てみますと、平成20年度のリーマンショック以前の数字に戻っているような状況の計画であります。確かに、かなり頑張らなくてはなりませんけれども、決して不可能な数字ではないと考えております。また、この目標に向かって、総会の席上、職員一同モチベーションを上げて努力をしまいたいというふうな、公社側の決意も発表されたところでございます。

また、本年4月以降、ガソリン価格等がわずかではございますけれども低下傾向にあること、また、5月の後半あたりから人の動きがかなりふえてきておまして、客室が満室になることも多くなってきているというような状況も聞いておりますので、24年度の公社の事業に期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 新年度の数字については、予想ですからこれはいいとして、前年の決算書の中身、取締役会、遠軽町から出していないのはわかっていますけれども、株主総会に出席して、経営の中身について株主として質問しなかったら無責任だというふうに思いますよ。遠軽町が町民を代表して、財産を所有して株主総会に行っているわけですから、ただ黙って総会の経過を聞いているのではなくて、町のために、町民の利益を代表しているわけですから、経営の中身についてもっと突っ込んでしゃべってこなかったら意味ないと思いますよ。

この中身を見たら、もう会社ではないですよ、これ。この議場にも関係株主もいらっしゃるので、余り強いことは言いたくないですけれども、貸借対照表を見てしようがないかと思うかどうかですよ。遠軽町を代表して行っているのですから、もうちょっと町民の利益を守る立場で物を言ってもらわないと、ただ出席しているだけだったら意味ないですよ。その辺、去年も言ったはずなのですよね。こわもてする職員が株主総会に行ってこいと言ったはずなのですけれども、何もしゃべれなかったら無責任のそしりを免れないではないですか。理事者はどう思っていますか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 昨年、責任ある職員を出したらどうかというのを質問されたということでございますけれども、それについて、私どもの担当のほうで責任ある職員だけという形は申しておりませんということです。支所長がどこまでが責任ある職員かというような議論が分かれるところでございますけれども、私のほうでは生田原支所長が責任ある職員ということで出席させているということでございます。

その中で、総会について、支所長が責任を持って出席しているわけですから、総会の議論の中を見ながらそこは判断して、言うべきことは言うのだろうし、また、周りの方もその総会の中でいろいろな議論があると思いますが、そういった流れの中で発言をするときはするものというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 理事者のお言葉ですけれども、責任ある立場の人間というのは、遠軽町民の利益を代表した責任ある立場と言っていますから、行って出席すればいいということではなくて、出席して経営の中身について、もう少しこうしたらいい、ああしたらいいとか、そういうことを発言してもらいたいという意味で責任ある職員というふうに言っています。顔を出せばいいということではありませんので。

この貸借対照表を見て何も感じませんか。多少数字を分析してみたら、これはある程度の人間だったらだれでもこれではだめだということは気がつくはずなのですけれども、それを株主総会に行って、こういう資料を見せられて何も言わないで帰ってくるという、その神経が私はわからない。もうことは終わったからしょうがないといっても、来年もありますので、その辺はきちんと対応していただけないか。いかがでしょう。

○議長（前田篤秀君） 岡村生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（岡村 宏君） 確かに総会の席上、発言をしなかったというのは事実でございます。ただ、公社の役員、支配人等とは週に何回も顔を合わせて意見交換をしておりますし、こういう経営状況の中でどうするのだと、こういう事業をやったらどうだとか、いろいろお話をさせていただいておりますので、日常的な交流の中でそれぞれ公社の行うべき方向性について、町としての意見を申し上げているところでございます。

それと、先ほど一つ答弁を忘れたので、お許しを得てお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、その他売り上げの1,500万円につきまして、かなり多い数字となっております。ただ、現在、まだ4月、5月で約950万円程度の受注契約をしておりますし、8月ころには400万円程度の契約を結ぶ運びとなる予定と聞いております。また、夏場にはアイスクリーム等の販売もできますので、それにより達成は可能というふうに考えております。

なお、先ほど申し上げました、日常的に公社の役員と話をしている一端でございますけれども、ちゃちゃワールドの平成23年度の入館者につきましては、大人は減少したものの、子供については横ばいで推移をしております。この結果、一定程度の需要があるというふうに考えております。さらに、子供の入館者がふえることによって、大人の入館者も

ふえるという要素が大きいことから、公社との協議、4月の末に行っておりますけれども、その中で子供向けの新たなイベント、それと子供さんがカプラの次に遊ばれるような遊具についても早急に検討するよう指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成23年度の事業報告書、別紙2が平成24年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第22期（平成23年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

事業の概要について、要約して御報告いたします。

今期における原料となる農作物につきましては、天候の影響による品質等の心配もありましたが、総体的には平年並みの収量を確保してございます。

農産物全体の取り扱い加工実績数量は、受託加工を除く計画加工数量に対し102.5%となる数量を確保しております。

売上高につきましては、委託加工料を除き、対前期652万円の減の1億5,714万円、経常利益では対前期282万円増の429万円となり、減収増益となっております。

町から受け入れの補助金1,400万円につきましては、老朽化に伴う加工施設の改修費用等に充当した結果、純資産額で対前期143万円増の755万円となり、債務超過のさらなる解消が図られたところです。

また、公社の民営化につきましては、遠軽町とえんゆう農協を除く公社株式について、えんゆう農協が額面価格で全株取得しております。

以上が、株式会社遠軽農業振興公社の今期における事業の概要でございます。

次に、2ページ、庶務の概要、3ページ、株主名簿及び役員名簿につきましては記載のとおりでありますのでお目通し願います。

4ページをごらん願います。

原料加工実績であります。ほうれん草からブロッコリーまで、公社独自加工分として原料受け入れ実績で対計画97.0%、93万1,840キロ、加工数量では対計画102.5%の59万2,007キロの実績となっております。

5ページは貸借対照表でありまして、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から仮払金まで合わせて1億2,307万2,803円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産合わせて5,774万1,834円で、資産の部合計は1億8,081万4,637円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は買掛金から支払給与まで合わせて1億7,128万3,577円、固定負債が長期リース債務197万8,725円で、負債の部合計は1億7,326万2,302円であります。

なお、借受金の1,173万4,027円につきましては、23年度、24年度の2カ年で加工施設の改修計画をしていることから、23年度町受け入れ補助金1,400万円のうち、施設改修費充当額を借受金として処理し、24年度の施設改修費と合わせて町受け入れ補助金として会計処理をすることとしています。

次に、純資産の部であります。株主資本755万2,335円、資本金5,000万円、利益剰余金、繰越利益剰余金が同額のマイナス4,244万7,665円となりまして、純資産の部合計が株主資本と同額の755万2,335円であります。これによりまして、純資産の部合計は資産の部合計と同額の1億8,081万4,637円であります。

6ページをごらん願います。次に、損益計算書について御説明いたします。

売上高であります。売上高から売上値引戻り高まで1億7,133万7,234円、売上原価は期首製品棚卸高から期末製品棚卸高まで1億4,460万7,755円となり、売上総利益は2,672万9,479円となります。販売費及び一般管理費が2,358万4,875円ありますので、差し引き314万4,604円が当期の営業利益であります。営業外収益につきましては、受取利息から雑収入まで409万642円、営業外費用は支払利息割引料で294万8,351円ありますので、差し引き428万6,895円が経常利益となります。この経常利益と特別利益として固定資産売却益、受入補助金の額268万4,769円を合わせた額から固定資産除却損、固定資産圧縮記帳損を合わせた特別損失531万6,419円を差し引きますと、税引前当期純利益は165万5,245円となり、法人税及び住民税22万4,550円を引いた額、143万695円が当期純利益であります。

次に、7ページ、製造原価報告書、8ページ、販売費及び一般管理費明細書であります。説明は省略させていただきますのでお目通し願います。

9ページ、株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、資本金が5,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高がマイナス4,387万8,360円で、当期変動額が143万695円ありますので、当期末残高はマイナス4,244万7,665円となっております。株主資本の合計であります。当

期首残高が612万1,640円で、当期変動額が143万695円でありますので、当期末残高は755万2,335円となります。純資産合計の当期末残高も同額の755万2,335円であります。

10ページは監査報告でありますので、お目通し願います。

続きまして、別紙2、第23期（平成24年度）事業計画について御説明いたします。

事業期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの計画となっております。

1ページをお開き願います。

申しわけありませんが、ここで訂正をお願いいたします。

事業方針の文章の中で、上から2行目中ほどに、原材料並び輸送費用とありますが、原材料並びの次に「に」を入れていただきたいと思えます。原材料並びにです。抜けておりましたので加えていただき、御訂正をお願いいたします。

それでは、事業方針について要約して御説明いたします。

第23期につきましては、景気低迷の長期化や東日本大震災の影響が続いていることから、コスト低減を図りながら取引先や消費者ニーズにこたえる製品製造に努めてまいります。

原料となる、カボチャ、インゲン、枝豆につきましては、生産者と連携をとりながら優良な原料の確保に努め、安全で安心な信頼される製品づくりを念頭に、さらなる販売数量と販路の拡大に努めてまいります。

また、加工施設や各種機械、機具等についても老朽化が激しいことから、事故防止と事業の効率化を図るため、昨年に引き続き計画的な整備を進めるとともに、本年度も経費節減を図りながら経営の健全化に努めてまいります。

以上が、平成24年度の事業方針であります。

2ページをごらん願います。原料加工計画書について御説明いたします。

今年度につきましては、チンゲン菜からその他ブロッコリーまで、原料数量を957.2トン、加工数量を566.2トンを見込んでおり、受託加工につきましては、タマネギの原料処理量を650トン、加工数量を472.7トンを見込んでおります。

3ページは製造原価でありまして、材料費6,050万円、給与等の労務費4,705万円、外注加工費230万円、消耗費から雑費まで製造経費が4,661万円でありまして、製造原価総額1億5,646万円の計画であります。

次のページをごらん願います。販売費及び一般管理費でありまして、業務委託管理費から福利厚生費までの人件費976万円、消耗品費から雑費までの経費が1,306万円でありまして、販売費及び一般管理費総額2,282万円の計画であります。

次のページであります。見積損益計算書であります。純売上高は売上高、委託加工料で1億8,600万円、売上原価として当期製品製造原価1億5,646万円でありまして、差し引き売上純利益は2,954万円の見込みであります。販売費及び一般管理費を

《平成24年6月12日》

2,282万円と見込み、当期営業利益は672万円の計画であります。営業外収益は受取利息を2万円、営業外費用の支払利息割引料を350万円とし、経常利益を324万円と見込んでおります。特別利益につきましては、今年度、町からの受入補助金1,400万円と23年度において借入金として会計処理をしました町補助金分1,173万4,000円を合わせた2,573万4,000円とし、いずれも工場施設並びに機械、機具等の改修費用に充当し、特別損失として同額を固定資産圧縮記帳損の処理をすることとしております。税引前当期利益を経常利益と同額の324万円、法人税20万6,000円を見込み、当期利益は303万4,000円の計画であります。これによりまして、当期未処理利益・損失は303万4,000円を見込んでいます。

以上で、株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 質問というより疑問です。答えを教えてくださいではありませんので。

前年の貸借対照表、6ページですけれども、ここに借入金とあります。これは当年度、24年度の特別利益につながるのですけれども、仮にも決算書ですから、仮勘定というのはなじまないのですよ。以前もこういう話をしたときに、決算書ではなくて決算資料だというふうな言い逃れみたいな答弁が過去にあったのですよ。それはそれとして、決算資料には仮勘定になじまないというふうに、きっちり覚えておいてください。よろしくお願ひします。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） わかりました。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

《平成24年6月12日》

別紙1が第17期、平成23年度の事業報告書で、別紙2が第18期、平成24年度の事業計画書になっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

別紙1の第17期（平成23年度）事業報告から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成23年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成23年度は、12月4日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月10日、バンビリフトから運行を開始し、平成24年3月25日をもって営業を終了いたしました。

利用客の状況につきましては、昨年より早くオープンしたものの、その後、まとまった降雪がなく全面滑走がおくれたことや、インフルエンザの流行により、昨年度を下回る結果となりましたが、シーズンを通して風雪災害も少なく、ゲレンデコンディションがよかったことにより、大きな事故やけがもなくシーズンを終えることができました。

また、ことしはロッジのトイレを改修したことにより、利用者から大変喜ばれ、今後の来場にもつながるよい結果を得ることができました。

営業実績概要につきまして申し上げます。

営業期間、平成23年12月10日から平成24年3月25日まで。

営業日数、107日。

リフト利用者数、22万9,695人。

売上高、2,417万2,410円。

二つ目といたしまして、平成23年度売上げ実績表でございます。別表第1のとおりとなっております。

なお、実績表につきましては2ページに記載しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますのでお目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

4ページは貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、流動資産は現金及び預金で576万7,662円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせて3,920万316円で、資産の部合計は4,496万7,978円であります。

負債の部につきましては、流動負債は未払金、未払法人税等、預かり金、未払消費税と合わせまして102万1,008円で、負債の部合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本は資本金、利益剰余金を合わせまして4,394

《平成24年6月12日》

万6,970円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部合計は4,496万7,978円で、資産の部合計と同額になります。

次に、5ページの損益計算書について御説明いたします。

純売上高につきましては、売上高2,417万2,410円、売上原価は当期商品仕入れ高107万3,519円となり、売上総利益は2,309万8,891円になります。販売費及び一般管理費に4,505万1,216円を要しておりますので、営業利益金額はマイナス2,195万2,325円であります。営業外収益は、受取利息から施設受託料まで182万3,460円、営業外費用は雑損失、施設委託費で63万1,190円となっております。経常利益金額はマイナス2,076万55円となります。特別利益は、受取補助金の2,805万2,000円あります。特別損失は、固定資産圧縮損1,396万5,525円あります。税引前当期純利益金額はマイナス667万3,580円となり、法人税、住民税及び事業税が20万6,000円ありますので、当期純利益はマイナス687万9,580円となっております。

6ページにつきましては、販売費及び一般管理費で記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページ、株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、前期末資本金は8,000万円で、当期変動額がありませんので、8,000万円が当期末残高となります。

当期変動額が発生しております繰越利益剰余金の当期変動額は、当期純利益がマイナス687万9,580円で、前期末残高がマイナス2,917万3,450円ありますので、当期末残高はマイナス3,605万3,030円となります。

株主資本の合計は、資本金8,000万円を加えました4,394万6,970円で、純資産の合計も同額となります。

次に、8ページをお開き願います。

8ページの監査報告書につきましては記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願います。

別紙2の第18期（平成24年度）事業計画書について御説明いたします。

事業計画期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成24年度事業計画につきましては読み上げて説明いたします。

平成24年度事業計画。

1、事業。

人工降雪予定期間につきましては、平成24年12月4日から平成25年1月10日まで。

《平成24年6月12日》

人工降雪予定日数につきましては、25日間。

営業予定期間につきましては、平成24年12月22日から平成25年3月24日。

営業予定日数は93日間。

営業予定時間につきましては、午前9時から午後9時まで。ナイター営業につきましては、午後4時30分から午後9時まで。日没により開始の変更がございます。

利用見積人員につきましては26万人でございます。ペアリフト15万人、バンビリフト11万人。

売上げ見積は、リフト券1,900万円、シーズン券500万円、売店・レンタル等210万円、合計2,610万円を予定してございます。

2番目の平成24年度収支計画書、別表第2のとおりとなっております。

平成24年度収支計画書につきましては、次の2ページに記載しておりますのでお開き願いたいと思います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から受取補助金まで合わせまして5,530万8,000円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税まで合わせまして5,506万円の計画であります。

収支差引合計24万8,000円の利益を見込んでおります。

以上で、株式会社フォーレストパークの経営状況報告の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況報告についてを終わります。

11時15分まで暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成23年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 報告第4号平成23年度遠軽町一般会計繰越明許費について

を御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計の繰越明許費につきましては、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

別紙をお開き願います。

平成23年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書。

6款農林水産業費、1項農業費の畜産担い手育成総合整備事業につきましては、金額3,696万円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として、国道支出金が242万5,000円、その他が3,453万5,000円です。

11款災害復旧費、1項災害復旧費の上支湧別幹線更正橋災害復旧事業につきましては、金額5,834万円を繰り越したもので、財源内訳は、未収入特定財源として、国道支出金が4,667万2,000円、地方債が1,160万円、一般財源が6万8,000円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成23年度遠軽町一般会計繰越明許費についての報告を終わります。

◎日程第8 承認第1号から日程第11 承認第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町一般会計補正予算第11号）、日程第9 承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第6号）、日程第10 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号）、日程第11 承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第3号）を一括議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

《平成24年6月12日》

専決第1号、専決処分書について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）につきまして、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税等の確定に伴い、平成24年3月31日付で専決処分を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,487万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億2,211万4,000円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正は、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に3,411万4,000円追加、2項固定資産税に967万3,000円追加、3項軽自動車税に162万6,000円追加、4項たばこ税に3,998万5,000円追加、5項入湯税に19万3,000円追加、6項都市計画税に178万9,000円追加し、総額を21億119万2,000円としたものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に674万2,000円追加、2項自動車重量譲与税に1,726万5,000円追加し、総額を2億400万7,000円としたものです。

3款利子割交付金につきましては198万4,000円追加し、総額を698万4,000円としたものです。1項同額です。

4款配当割交付金につきましては135万1,000円を追加し、総額を235万1,000円としたものです。1項同額です。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては11万5,000円を追加し、総額を61万5,000円としたものです。1項同額です。

6款地方消費税交付金につきましては476万3,000円を減額し、総額を2億2,523万7,000円としたものです。1項同額です。

7款自動車取得税交付金につきましては56万2,000円を減額し、総額を3,443万8,000円としたものです。1項同額です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては116万3,000円を追加し、総額を356万3,000円としたものです。1項同額です。

9款地方特例交付金につきましては76万7,000円を追加し、総額を3,576万7,000円としたものです。1項同額です。

10款地方交付税につきましては6億2,981万1,000円を追加し、総額を77億1,350万8,000円としたものです。1項同額です。

11款交通安全対策特別交付金につきましては26万9,000円を追加し、総額を326万9,000円としたものです。1項同額です。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を24万8,000円減額し、総額

《平成24年6月12日》

を9億7,257万2,000円としたものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を451万9,000円減額し、総額を4億9,630万5,000円としたものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入に69万2,000円追加し、総額を4,326万3,000円としたものです。

17款寄附金につきましては337万3,000円を追加し、総額を1,323万9,000円としたものです。1項同額です。

20款諸収入につきましては、5項雑入を14万1,000円減額し、総額を1億2,266万6,000円としたものです。

21款町債につきましては580万円を減額し、総額を14億9,920万円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計135億8,723万5,000円に7億3,487万9,000円を追加し、総額を143億2,211万4,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に8億3,510万2,000円を追加し、総額を39億4,526万円としたものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を5,711万7,000円減額し、総額を22億1,638万2,000円としたものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に2万9,000円追加、2項道路橋りょう費を3,504万円減額し、総額を17億4,369万9,000円としたものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に160万6,000円追加し、総額を10億6,919万4,000円としたものです。

12款公債費につきましては970万1,000円減額し、総額を24億9,273万2,000円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計135億8,723万5,000円に7億3,487万9,000円追加し、総額を歳入歳出同額の143億2,211万4,000円としたものです。

次に、第2表地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更につきましては、若松外4地区難視聴共同受信施設整備事業は、額の確定により限度額4,410万円を4,120万円とするものです。

道路改良事業は、額の確定により、限度額1億20万円を9,920万円とするものです。

消防車両整備事業は、額の確定により、限度額2,570万円を2,560万円とするものです。

公共土木施設災害復旧事業は、額の確定により、限度額4,260万円を4,080万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

《平成24年6月12日》

また、30ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので、御参集を願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

14ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、財源の振りかえです。

15目基金運営費、基金運営事業8億3,510万2,000円の追加は、地方交付税等の増及び基金利子の確定並びに指定寄附金などによるものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業4,830万円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものです。

後期高齢者医療事業881万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般管理費2万9,000円は、土地開発基金利子の精査によるものです。

2款道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、除雪対策事業3,504万円の減額は、消耗品費、道路除排雪業務委託料、排雪誘導警備業務委託料、雪捨場管理業務委託料及び機械借上料の執行精査です。

3目道路橋りょう新設改良費は財源の振りかえです。

9款消防費1項消防費1目消防費は、財源の振りかえです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業160万6,000円の追加は、指定寄附金及び基金利子の精査です。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費は、財源の振りかえです。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子958万9,000円の減額は、町債償還利子及び一時借入金利子の精査です。

3目公債諸費、公債費償還諸費11万2,000円の減額は、起債の借り入れ及び償還に伴う手数料の精査です。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2、歳入。

1款町税1項町民税1目個人町民税1,050万9,000円の追加は、現年課税分の追加及び滞納繰越分の減額です。

2目法人町民税2,360万5,000円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

2項固定資産税1目固定資産税967万3,000円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

3項軽自動車税1目軽自動車税162万6,000円は、現年課税分及び滞納繰越分の

追加です。

4項たばこ税1目町たばこ税3,998万5,000円は、現年課税分の追加です。

5項入湯税1目入湯税19万3,000円は、現年課税分の追加です。

6項都市計画税1目都市計画税178万9,000円は、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税は、674万2,000円の追加です。

2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税は1,726万5,000円の追加です。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金は、198万4,000円の追加です。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金は、135万1,000円の追加です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金は、11万5,000円の追加です。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金は、476万3,000円の減額です。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金は、56万2,000円の減額です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、116万3,000円の追加です。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金は、76万7,000円の追加です。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税6億2,981万1,000円は、普通交付税及び特別交付税の追加です。

11款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金は、26万9,000円の追加です。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金24万8,000円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金の減額です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金451万9,000円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療基盤安定拠出金負担金の減額です。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金69万2,000円の追加は、基金利子の確定によるものです。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金329万円の追加につきましては、3月31日までの寄附に係るものでありまして、社会福祉振興資金として南町3丁目、山口十三子様から3万円、1条通北9丁目、村山求様から5万円、愛知県、酒井利勝様から1万円、文化センター建設資金として大通北3丁目、佐藤ケイ子様から10万円、合気道ゆかりの地

《平成24年6月12日》

入植100年記念事業費として、湧別町、株式会社渡辺組様から150万円、奨学資金貸付資金として、大通北3丁目、佐藤ケイ子様から10万円、湧別町、株式会社渡辺組様から150万円。

3目ふるさと納税寄附金8万3,000円の追加につきましては、3月31日までの寄附に係るもので、ふるさと振興資金として、千葉県、田中敏文様から8万円、北広島市竹内光子様から3,000円、指定寄附金がありましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところです。

20款諸収入5項雑入6目雑入14万1,000円の減額は、宝くじ交付金の確定による減額です。

21款町債1項町債1目総務債290万円の減額は、若松外4地区難視聴共同受信施設整備事業債の精査です。

4目土木債100万円の減額は、道路改良事業債の精査です。

5目消防債10万円の減額は、消防車両整備事業債の精査です。

8目災害復旧債180万円の減額は、公共土木施設災害復旧事業債の精査です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書について御説明いたします。

平成23年度国庫支出金、医療給付費交付金、道支出金等の確定に伴い、平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、平成24年3月31日付で専決処分を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,940万円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億151万1,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を565万円減額、2項国庫補助金に1,259万円を追加し、総額を6億1,205万1,000円としたものです。

4款医療給付交付金につきましては、2,338万3,000円を追加し、総額を8,311万6,000円としたものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金を400万7,000円減額、2項道補助

《平成24年6月12日》

金を879万5,000円減額し、総額を1億822万9,000円としたものです。

7款共同事業交付金につきましては、1,862万1,000円を減額し、総額を3億2,134万4,000円としたものです。1項同額です。

9款繰入金につきましては4,830万円を減額し、総額を3億35万3,000円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計27億5,091万1,000円から4,940万円を減額し、総額を27億151万1,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費を4,640万円減額し、総額を18億2,697万7,000円としたものです。

8款保健事業費につきましては、2項特定健康診査等事業費を300万円減額し、総額を1,652万2,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計27億5,091万1,000円から4,940万円を減額し、総額を歳入歳出同額の27億151万1,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、特定財源内の振りかえです。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養給付費4,480万円につきましては、医療給付費負担額実績による減額です。

3目一般被保険者療養費、一般被保険者療養費160万円につきましては、医療給付費負担額実績による減額です。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、財源の振りかえです。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金は、財源の振りかえです。

6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金は、財源の振りかえです。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業拠出金は、財源の振りかえです。

8款保健事業2項特定健康診査等事業1目特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業300万円につきましては、支払額の確定による減額です。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金164万3,000円の減額につきましては、療養給付費負担金236万3,000円の追加及び後期高齢者支援金負担

《平成24年6月12日》

金400万6,000円の減額は、交付額の決定による減額です。

2目高額療養費共同事業負担金400万7,000円につきましては、交付額の決定による減額です。

2項国庫補助金1目財政調整交付金1,243万7,000円の追加につきましては、普通調整交付金3,775万7,000円の追加及び特別調整交付金2,532万円の減額は、交付額の決定による追加です。

3目高齢者医療制度円滑運営事業補助金15万3,000円につきましては、交付金の決定による追加です。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金2,338万3,000円につきましては、交付額の決定による追加です。

6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金400万7,000円につきましては、交付額の決定による減額です。

2項道補助金1目財政調整交付金879万5,000円の減額につきましては、北海道普通調整交付金1,209万7,000円の減額及び北海道特別調整交付金330万2,000円の追加は、交付額の決定による減額です。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金1,891万6,000円につきましては、交付額の決定による追加です。

2目保険財政共同安定化事業交付金3,753万7,000円につきましては、交付額の決定による減額です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4,830万円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金296万1,000円の減額及びその他一般会計繰入金4,533万9,000円の減額は、繰入金額の確定による減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを御説明いたします。

平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書について御説明いたします。

後期高齢者医療保険料等の増額による一般会計繰入金の減額に伴い、平成23年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、平成24年3月31日付で専決処分を行ったものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

《平成24年6月12日》

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入を御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては658万9,000円を追加し、総額を1億8,483万1,000円としたものです。1項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては14万8,000円を追加し、総額を14万9,000円としたものです。1項同額です。

4 款繰入金につきましては881万7,000円を減額し、総額を7,542万3,000円としたものです。1項同額です。

5 款繰越金につきましては208万円を追加し、総額を208万1,000円としたものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計は補正前と同額の2億6,249万1,000円です。

なお、歳出につきましては補正がありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、特定財源内の振りかえです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金は、財源の振りかえです。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、6 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料658万9,000円の追加につきましては、現年度分保険料633万9,000円及び滞納繰越分保険料25万円は、保険料の確定による追加です。

3 款広域連合交付金1項広域連合交付金1目後期高齢者医療特別対策交付金14万8,000円につきましては、交付額の決定による追加です。

4 款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金881万7,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金202万7,000円及びその他一般会計繰入金679万円は、繰入金額の確定による減額です。

5 款繰越金1項繰越金1目繰越金208万円につきましては、前年度繰越金の確定に伴う追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについてを御説明します。

平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第17

9条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書について御説明いたします。

平成23年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、基金利子の増額に伴い、平成24年3月31日付で専決処分を行ったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,133万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

7款財産収入につきましては2,000円を追加し、総額を9万5,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計13億9,133万6,000円に2,000円を追加し、総額を13億9,133万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。2ページ目をお開き願います。

2、歳出。

4款基金積立金につきましては、1項基金積立金に2,000円を追加し、総額を9万5,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計13億9,133万6,000円に2,000円を追加し、総額を13億9,133万8,000円とするものです。

次に、歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金2,000円につきましては、介護給付準備基金利子積立に伴う追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金2,000円につきましては、介護給付準備基金利子の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました承認4件の質疑を行います。

《平成24年6月12日》

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、14ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款民生費、16ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款土木費、18ページから21ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9款消防費、22ページから23ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款教育費、24ページから25ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 11款災害復旧費、26ページから27ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 12款公債費、28ページから29ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1款町税、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款地方譲与税、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款利子割交付金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款配当割交付金、8ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 5款株式等譲渡所得割交付金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款地方消費税交付金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款自動車取得税交付金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成24年6月12日》

- 議長（前田篤秀君） 9 款地方特例交付金、10 ページから 11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10 款地方交付税、10 ページから 11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 11 款交通安全対策特別交付金、10 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 14 款国庫支出金、12 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 15 款道支出金、12 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 16 款財産収入、12 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 17 款寄附金、12 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 20 款諸収入、12 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 21 款町債、12 ページから 13 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、4 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 以上で、承認第1号の質疑を終わります。
次に、承認第2号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、
歳出より各款ごとに行います。
1 款総務費、10 ページから 11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2 款保険給付費、12 ページから 15 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 3 款後期高齢者支援金等、16 ページから 17 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6 款介護納付金、18 ページから 19 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7 款共同事業拠出金、20 ページから 21 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 8 款保健事業費、22 ページから 23 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成24年6月12日》

- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3 款国庫支出金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 4 款療養給付費交付金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 6 款道支出金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 7 款共同事業交付金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 9 款繰入金、6 ページから9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 以上で、承認第2号の質疑を終わります。
次に、承認第3号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1 款総務費、8 ページから9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、10 ページから11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
1 款後期高齢者医療保険料、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 3 款広域連合交付金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 4 款繰入金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 5 款繰越金、6 ページから7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 以上で、承認第3号の質疑を終わります。
次に、承認第4号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
4 款基金積立金、8 ページから9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

7 款財産収入、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 以上で、承認第 4 号の質疑を終わります。

これより、一括上程した承認 4 件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度遠軽町一般会計補正予算第 11 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算第 6 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第 4 号専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算第 3 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

昼食のため午後 1 時まで暫時休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 12 諮問第 1 号

《平成 24 年 6 月 12 日》

○議長（前田篤秀君） 日程第12 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

人権擁護委員湯浅正邦氏が平成24年9月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原安国350番地10。

氏名、湯浅正邦。

生年月日、昭和14年6月1日であります。

湯浅正邦氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者としまして推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第13 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく議会の議決を求めるものであります。

1としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労といたしまし

て、遠軽町生田原275番地1、奥山擴様から、まちづくり振興資金といたしまして30万円の御寄附をいただいたものであります。

2としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功勞でありまして、湧別町中湧別南町929番地1、株式会社渡辺組様から奨学資金貸付資金及び合気道ゆかりの地入植100年記念事業費といたしまして、300万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、2件の個人、法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第2号社名淵外5辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第2号社名淵外5辺地に係る総合整備計画を定めることについて御説明いたします。

辺地における住民の生活文化水準の他地域との格差是正を図る目的で制定されました辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、公共的施設を整備しようとする市町村は総合計画を定め、議会の議決を経て総務大臣に提出することになってございます。

このたび、社名淵外5辺地に係る平成24年度から28年度までの総合整備計画を定めたいことから、同法第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、同法第3条第4項の規定に基づく北海道との協議につきましては、平成24年5月25日付で終えているものでございます。

それでは、別紙総合整備計画書について御説明いたします。

なお、参考資料といたしまして、社名淵外5辺地に係る総合整備計画図をつけておりま

す。

では、次のページをお開き願いたいと思います。

1の辺地の概況についてであります。辺地を構成する町村または字の名称については、辺地を構成する区域を紋別郡遠軽町千代田、社名淵、美山、若松、白竜、見晴の6地域としております。

地域の中心の位置につきましては、この辺地区域内におきまして宅地単価の最も高い地点とすることとされていることから、紋別郡遠軽町社名淵85番地1、町営バス社名淵停車場付近でございます。

3番目、辺地度点数につきましては、同法施行規則に基づきまして、公共施設等への距離ですとかバスの往復回数などから辺地度点数を算出した結果、159点との結果となったものでございます。

なお、同法によります特別措置を受けるためには、この点数が100点以上となることが要件となっております。

続きまして2番目、公共的施設の整備を必要とする事情についてであります。整備を必要としている施設を道路施設としてございます。具体的な事情を御説明申し上げますと、町道社名淵原野道路阿部橋は、社名淵地域と美山地域を結ぶ道路にかかる橋でありまして、地域住民の通行はもとより、特に農林業が基幹産業であります当該地域においては、トラクターや収穫機械を初めとする作業機械の通行が多く、農林業従事者にとっては重要な橋であります。

しかしながら、近年、農業用機械の大型化などを背景に、阿部橋の幅員が本地域の主要農機械の大きさに対しまして十分な広さを確保できていないことから、現状では地覆に乗り上げながら通行する非常に危険な状態となっております。

農林業従事者を初め、地域住民の通行の安全を確保するためにも、幅員の拡幅整備が必要となっております。

次に3番目、公共的施設の整備計画についてであります。これは平成24年度から平成28年度の5カ年分の計画でございます。

計画にあります社名淵原野道路阿部橋架替工事負担金事業につきましては、事業主体が北海道、事業費が3,600万円でございます。

事業期間につきましては、平成24年度から25年度までの2カ年で実施する予定でございます。

事業内容といたしましては、北海道発注のサナブチ川河川改修事業に伴い、社名淵原野道路阿部橋の架設を補償として北海道が行うことになったものでございますが、補償範囲が現況幅員までとなっていることから、主要農機械の通行が可能な幅員まで拡幅するための事業費を町が負担するものでございます。

現況3メートルの幅員を、改良後5メートルの幅員にするものでございます。

事業箇所につきましては、参考資料の総合整備計画図でお示しした箇所となります。

《平成24年6月12日》

事業実施に係ります財源につきましては、今回、辺地総合整備計画を策定することによりまして、事業費3,600万円全額につきまして辺地対策事業債を充当することが可能となります。

なお、事業費につきましては、予定額で確定金額ではございません。また、辺地対策事業債につきましては、充当が確実なものではなく、他の起債等で対応することもありますことを御理解いただきたいと思います。

以上で、議案第2号について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号社名淵外5辺地に係る総合整備計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第3号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第3号遠軽町行政組織条例の一部改正について御説明いたします。

外国人登録法の廃止に伴い、遠軽町行政組織条例の一部を改正したく議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町行政組織条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第2条民生部の項第6号中「、戸籍及び外国人登録」を「及び戸籍」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成24年7月9日から施行する。

以上で説明を終わります。

《平成24年6月12日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町行政組織条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第16 議案第4号遠軽町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第4号遠軽町印鑑条例の一部改正につきまして御説明いたします。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、遠軽町印鑑条例の一部を改正したく議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町印鑑条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第2条第1項中「法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき本町の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第4条第3項第1号中「、外国人登録証明書若しくは」を「又は」に、「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第5条の見出し中「拒否」を「印鑑の制限」に改め、同条中「拒否するものとする」を「することができない」に改め、同条第1号を、「住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表してきたいもの」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項、「第2項、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたも

ので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる」を加える。

第6条第3号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に「第7号、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記」を加える。

第12条第1項第1号中「外国人登録原票から抹消されたとき」を「外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）」に改め、同項第3号中「名」の次に「（外国人にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」を加える。

第13条第1項第1号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項第4号の次に「第5号、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成24年7月9日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第5号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第5号遠軽町手数料条例の一部改正につきまして御説明いたします。

《平成24年6月12日》

外国人登録法の廃止に伴い、遠軽町手数料条例の一部を改正したく議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

別表1中、第17項及び18項を削り、第19項を第17項とし、以下、第20項から第37項までを2項ずつ繰り上げるものであります。

以上で参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は平成24年7月9日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 大変失礼しました。

遠軽町印鑑条例の一部を改正する条例の説明の中で、附則につきまして説明が抜けている点がございましたので、追加して説明させていただきます。

附則2、町長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の遠軽町印鑑条例第2条第1項の規定に基づき印鑑の登録を受けていた外国人（以下「外国人印鑑登録者」という。）であって、施行日においてこの条例による改正後の遠軽町印鑑条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、町長は、当該印鑑の登録を受けていた者に対して、その旨を通知するものとする。

3、町長は、外国人印鑑登録者であって、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。

以上であります。

《平成24年6月12日》

○議長（前田篤秀君） 今、渡辺住民生活課長からありましたけれども、何か質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） ないようでございます。

◎日程第 18 議案第 6 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 18 議案第 6 号遠軽町町民投票条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第 6 号遠軽町町民投票条例の一部改正につきまして御説明いたします。

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人の被登録資格における根拠法を変更する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願いたいと思います。

遠軽町町民投票条例の一部を改正する条例。

遠軽町町民投票条例の一部を次のように改正する。

次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明申し上げます。

被登録資格、第 10 条第 2 号、「年齢満 18 年以上の永住外国人、遠軽町に引き続き 3 月以上住所を有する者（外国人登録法第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地在遠軽町にあり、かつ、同項の登録日（同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 号の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から 3 月以上経過している者に限る。）であって、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録を申請したもの」を、「年齢満 18 年以上の永住外国人、その者に係る遠軽町の住民票が作成された日（他の市町村から遠軽町に住所を移した者で住民基本台帳法第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 月以上遠軽町の住民基本台帳に登録されている者」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、施行期日、この条例は平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行日の前日において、外国人登録原票に登録されている居住地在遠軽町にあった者であって、施行日から引き続き遠軽町の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の遠軽町町民投票条例第 10 条第 2 号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き外国人登録原票に登録されている居住地在遠軽町にあった期間を遠軽町の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

以上で説明を終わります。

《平成 24 年 6 月 12 日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町町民投票条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを御説明いたします。

外国人登録法の廃止及び社団法人日本下水道協会北海道地方支部の名称変更に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町公共下水道条例の一部を改正する条例は、遠軽町公共下水道条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第7条の2は、排水設備工事指定業者の申請に必要な書類をうたっておりますが、外国人登録法の廃止に伴い、第3項第4号に規定しております「又は外国人登録原票の写し若しくは登録原票に登録した事項に関する証明書」の文言を削除するものであります。

第7条の6は排水設備工事指定業者の資格要件のうち、責任技術者の資格をうたっておりますが、第1項に規定しております資格認定団体の名称変更に伴い、「社団法人日本下水道協会北海道地方支部」を「北海道地方下水道協会」に改めるものであります。

前のページに戻りまして、附則の施行日について御説明いたします。

この条例中、第7条の6第1項の改正規定は公布の日から、第7条の2第3項第4号の改正規定は、平成24年7月9日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第8号財産の取得について（平成24年度生田原診療所備品購入その2）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第8号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次の財産を取得することについて議会の議決を求めるものである。

取得の目的は、平成24年度生田原診療所備品購入その2であります。

取得する財産は、骨塩量測定装置一式、心電計検査装置一式であります。

取得方法は指名競争入札でありまして、取得価格は918万7,500円であります。

取得相手方は、北見市卸町1丁目10番地5、三好メディカル株式会社、代表取締役松田健治であります。

この財産の取得につきましては、5月28日、大槻理化学株式会社、株式会社ムトウ、三好メディカル株式会社、株式会社常光の4社により指名競争入札を行い、三好メディカル株式会社が918万7,500円で落札しております。

納期につきましては、平成24年7月27日を予定しているところであります。

三好メディカル株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号財産の取得について（平成24年度生田原診療所備品購入その2）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 9 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 1 議案第 9 号財産の取得について（平成 2 4 年度 1 3 t 級除雪ドーザ購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第 9 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、次の財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得の目的は、平成 2 4 年度 1 3 t 級除雪ドーザ購入であります。

取得する財産は、除雪ドーザ 1 台であります。

取得方法は指名競争入札でありまして、取得価格は 1, 2 1 5 万 9, 0 0 0 円でありませ

ず。
取得相手方は、北広島市大曲中央 1 丁目 2 番地 2、北海道川重建機株式会社、代表取締役大滝幹夫であります。

この財産の取得につきましては、1 3 t 級の除雪ドーザでありまして、5 月 2 8 日、共栄自動車工業株式会社、北海道川重建機株式会社、株式会社佐渡自動車整備工場、有限会社遠藤モーターズ、合資会社吾妻モーターズ、有限会社国枝モーターズ、キャタピラーイーストジャパン株式会社の 7 社により指名競争入札を行い、北海道川重建機株式会社が 1, 2 1 5 万 9, 0 0 0 円で落札をしております。

納期につきましては、平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日を予定しているところでございます。

なお、北海道川重建機株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 9 号財産の取得について（平成 2 4 年度 1 3 t 級除雪ドーザ購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 0 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 2 議案第 1 0 号平成 2 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第 1 0 号平成 2 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

平成 2 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 6 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 3 6 億 6, 7 7 9 万 7, 0 0 0 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1 2 款分担金及び負担金につきましては、2 項負担金に 8 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 2, 4 8 0 万円とするものです。

1 4 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金を 1, 1 9 9 万 5, 0 0 0 円減額、3 項委託金に 2 0 8 万 6, 0 0 0 円追加し、総額を 7 億 3, 5 5 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。

1 5 款道支出金につきましては、1 項道負担金に 5 9 9 万 6, 0 0 0 円追加、2 項道補助金に 1 0 2 万 9, 0 0 0 円追加、3 項委託金に 3 5 万 7, 0 0 0 円追加し、総額を 4 億 5, 8 6 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。

1 7 款寄附金につきましては 9 0 万 5, 0 0 0 円追加し、総額を 9 3 万 5, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

1 8 款繰入金につきましては 1 5 0 万円追加し、総額を 1 億 7 4 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

1 9 款繰越金につきましては 1, 7 6 0 万 8, 0 0 0 円追加し、総額を 6, 7 6 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。1 項同額です。

2 0 款諸収入につきましては、5 項雑入に 3 0 万円を追加し、総額を 9, 2 1 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。

これによりまして、歳入合計 1 3 6 億 4, 9 1 8 万 5, 0 0 0 円に 1, 8 6 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 3 6 億 6, 7 7 9 万 7, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 款総務費につきましては 2 4 0 万 5, 0 0 0 円追加し、総額を 2 7 億 1, 8 8 5 万円とするものでございます。1 項同額です。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費に 4 2 万円追加、2 項児童福祉費に 1 0 2

《平成 2 4 年 6 月 1 2 日》

万9,000円追加し、総額を28億9,797万3,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に360万3,000円追加、2項清掃費に170万1,000円追加し、総額を10億3,355万7,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、2項林業費に200万円追加し、総額を3億8,260万5,000円とするものです。

7款商工費につきましては271万5,000円追加し、総額を3億6,018万2,000円とするものです。1項同額です。

9款消防費につきましては402万1,000円追加し、総額を10億1,617万円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、2項小学校費に18万9,000円追加、3項中学校費に30万円追加、7項保健体育費に22万9,000円を追加し、総額を9億7,326万8,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計136億4,918万5,000円に1,861万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の136億6,779万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。10ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費150万円につきましては、指定寄附金に係る合気道ゆかりの地入植100年記念事業実行委員会補助金の追加です。財源は、平成23年11号補正で歳入計上済みです。

職員研修事業30万円につきましては、地域づくり職員研修会講師謝礼金でありまして、北海道市町村振興協会の支援事業を活用し、職員研修会を開催するもので、財源は全額雑入に計上しています。

15目基金運営費基金運営事業60万5,000円につきましては、指定寄附金6件によるまちづくり振興基金積立金の追加です。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民年金事業42万円につきましては、税制改正に伴う国民年金保険料免除基準等の改正による国民年金システム改修業務委託料です。財源は全額国庫支出金です。

2項児童福祉費2目児童措置費、子ども手当支給事業2億696万4,000円の減額につきましては、児童手当法の一部改正に伴い、平成24年4月以降は子ども手当から児童手当となることから、新たな事業として児童手当支給事業に予算の移動を行うものです。本年6月支給分は、本年2月から5月分を支給することから、改正前の2月、3月分は子ども手当として子ども手当支給事業から支給し、4月分以降の児童手当の支給に係る旅費、需用費及び扶助費を児童手当支給事業へ振りかえるものです。

児童手当支給事業2億799万3,000円につきましては、児童手当法の一部改正に伴い、子ども手当支給事業から旅費、需用費及び扶助費を振りかえたもので、委託料10

《平成24年6月12日》

2万9,000円については、児童手当法の一部改正に伴い必要となる児童手当システム改修業務委託料を新たに計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費、歯科診療所運営事業360万3,000円につきましては、丸瀬布及び白滝診療所の診療業務は、本年3月まで歯科医1名により診療業務を行っていましたが、4月から新たに招聘した歯科医及び歯科助手2名の3名体制により診療業務を実施しており、今後、効率的な診療業務を図るため、老朽化した医療機器等の修繕及び更新にかかるもので、歯科診療所医師・看護師報償費7万円は、歯科助手2名の採用により当初予算から不足する1名分を追加、修繕料127万3,000円は歯科医師住宅の外壁及び換気口等の修繕、丸瀬布歯科診療所の技工室、配管及び診察台ユニット修繕など、白滝歯科診療所の診察台ユニット修繕などの追加です。手数料1万1,000円は、備品リサイクル処理手数料の追加、備品購入費224万9,000円は丸瀬布歯科診療所の老朽化したレントゲン撮影機器の更新及び歯科医師住宅内の老朽化した給湯ボイラー及びFF式ストーブを更新するものです。

2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業170万1,000円につきましては、遠軽町清掃センターの施設更新に当たり、平成25年度の環境省交付金事業の申請に向けて、その必須条件である遠軽・湧別・佐呂間3町の循環型社会形成推進地域計画を作成するための業務委託料を計上するものです。

財源は、清掃費負担金として、湧別町、佐呂間町合わせて82万6,000円を見込んでいます。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費、林業振興一般経費200万円につきましては、平成22年度から環境省において生物多様性に関する法律に基づく法定計画等の策定及び法定計画等に位置づけられた活動について支援する地域生物多様性保全活動支援事業を実施していますが、町では豊かな生物多様性を保全し、自然と共生できる遠軽町の実現に向けて、この事業による生物多様性地域戦略の策定を行うため、2月10日付で環境省の公募事業に応募し、このほど平成24年度の採択団体として遠軽町が決定したものです。

経費の内訳は、生物多様性地域戦略策定検討委員会委員及びアドバイザー報償費として17万1,000円、生物多様性シンポジウム開催にかかる講師謝礼金20万1,000円、普通旅費31万1,000円及び消耗品費10万8,000円の追加、印刷製本費23万1,000円は遠軽町生物多様性地域戦略に係る印刷製本費、地域生物多様性保全活動支援事業野生生物等調査業務委託料49万5,000円は、地域戦略の基礎資料として、町内の昆虫、植物、鳥類、高山植物など野生生物の生息状況の調査に係る委託料、地域生物多様性保全活動支援事業資料作成等業務委託料48万3,000円は、検討委員会の運営、野生生物の生息調査の結果を踏まえた資料作成に係る委託料です。財源は全額国庫支出金です。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商工業振興事業256万5,000円につき

《平成24年6月12日》

ましては、プレミアム付建設券発行事業補助金の追加でありまして、1枚5,000円の割り増し建設券1,000枚の予定に対し、申し込み確定数1,513枚となったことから、超過分513枚分の補助金を追加し、町内建設事業者など商工業の活性化を図るものです。

4目観光費、地域イベント事業15万円につきましては、大雪ウルトラトレイル実行委員会負担金でありまして、近年、普及してきた舗装路以外の山野を走るトレイルランの当地域開催に向けて、昨年来検討されてきたところですが、実行委員会構成3町の遠軽町、上川町、東川町で協議の結果、平成25年度に民間主体により、より大雪山周辺の名峰をめぐり大雪山ウルトラトレイルを開催することになりました。この大会に向けたプレイベントとして、本年7月に開催される北大雪ロングトレイルツアーにあわせて、来年度の大会をPRするため、メディア招聘、広報宣伝などにかかる経費として、実行委員会構成3町が各15万円を負担するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、防災対策事業402万1,000円につきましては、多様化する浸水災害に迅速に対応し、本町の防災対策の強化を図るため、排水作業に必要な機材を搭載している排水ポンプ車を購入する経費でありまして、手数料1万8,000円は車両購入に伴う登録及びリサイクル手数料、自動車損害保険料3万4,000円、備品購入費369万1,000円は、平成6年式10トン車の排水ポンプ車1台を購入するもの、自動車重量税27万8,000円を計上するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費は、財源の振りかえです。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費18万9,000円につきましては、白滝小学校嘱託公務補の転居に伴う通勤手当相当分の費用弁償を計上するものです。

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業30万円につきましては、指定寄附金に係る楽器購入費の追加です。財源は、本補正により歳入計上済みです。

7項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費22万9,000円につきましては、本年7月25日、遠軽町公設グラウンドで開催される平成24年度夏季巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会にかかる自治体負担分開催経費として、消耗品費手数料及び自動車借上料などを計上するもので、昨年10月、遠軽ラジオ体操連盟の申し出により、株式会社かんぼ生命保険に開催要望を行い、本年2月3日に開催決定の通知を受けたため、当初予算に計上できなかったことから今回補正をするものです。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

2、歳入。

12款分担金及び負担金2項負担金2目衛生費負担金82万6,000円につきましては、ごみ焼却施設維持管理費負担金の追加です。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,199万5,000円の減額につきましては、児童手当法の一部改正に伴う児童福祉費負担金の減額です。

《平成24年6月12日》

3項委託金2目民生費委託金8万6,000円につきましては、1節社会福祉費委託金42万円は、国民年金事務委託金の追加でありまして、国民年金システム改修業務委託料に係るものです。

2節児童福祉費委託金33万4,000円の減額は、子ども手当事務委託金の減額でありまして、事務費の一般財源化による減額です。

3目農林水産業費委託金200万円につきましては、地域生物多様性保全活動支援事業委託金です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金599万6,000円につきましては、児童手当法の一部改正に伴う児童福祉費負担金の追加です。

2項道補助金2目民生費道補助金102万9,000円につきましては、児童手当法の一部改正に伴う児童手当システム改修費補助金です。

3項委託金5目教育費委託金35万7,000円につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金でありまして、平成23年度に引き続き、現教育相談員をスクールソーシャルワーカーとして活用し、事業を推進するものであります。

なお、委託金は教育相談員の報酬に充当されることから、歳出予算の計上はありません。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金90万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として西町2丁目、秀隆様から5万円、生田原、奥山擴様から30万円、社会福祉振興資金として豊里、東海林宏様から10万円、福路1丁目、新谷スズエ様から5万円、教育振興資金として匿名様から30万円、文化振興資金として岩見通北4丁目、田村巖様から10万円、3目ふるさと納税寄附金5,000円の追加につきましては、ふるさと振興資金として岩見沢市、遠田泰久様から5,000円指定寄附金がありましたので、寄附者の御意志に沿いまして予算措置をしたところです。

18款繰入金1項基金繰入金2目まちづくり振興基金繰入金150万円につきましては、合気道ゆかりの地入植100年記念事業実行委員会補助金に係る基金繰入金の追加です。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1,760万8,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

20款諸収入5項雑入6目雑入30万円につきましては、地域づくり研修会開催に係る支援金です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第10号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから11ページ。

《平成24年6月12日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 3 款民生費、12 ページから15 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 4 款衛生費、16 ページから19 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 6 款農林水産業費、20 ページから21 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 7 款商工費、22 ページから23 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 9 款消防費、24 ページから25 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 10 款教育費、26 ページから33 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
12 款分担金及び負担金、6 ページから7 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 14 款国庫支出金、6 ページから7 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 15 款道支出金、6 ページから7 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 17 款寄附金、6 ページから9 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 18 款繰入金、8 ページから9 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 19 款繰越金、8 ページから9 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 20 款諸収入、8 ページから9 ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。
これより、議案第10号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。
- 本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎日程第23 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 平成24年第1回定例会において総務・文教常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定についてを議題といたします。

付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

山田総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（山田和夫君） ー登壇ー

委員会審査報告書の報告をいたします。

平成24年第1回遠軽町議会定例会において本委員会に付託をされました事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

付託案件は、議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定であります。

審査の結果は、全会一致をもって原案のとおり可とすることと決定をいたしました。

委員会審査の日は、平成24年4月25日でございます。

平成24年第1回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託をされました議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例の制定につきましては、遠軽町まちづくり自治基本条例の適正かつ円滑な運用を図るとともに、地域社会の変化にあわせた条例の見直しを行うために必要な調査、検討及び審議を行う付属機関を置くためとし、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。

本委員会といたしまして、平成24年4月25日の委員会審査の中で原案のとおり可とすることに決定をしたものであります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成24年6月12日》

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会とすることに決定しました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会いたします。

午後 1時55分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀
署 名 議 員 今 村 則 康
署 名 議 員 阿 部 君 政

《平成24年6月12日》